

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、同年 4 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から平成元年 3 月まで

申立期間①については、夫の国民年金保険料と一緒に私が納付書で信用金庫に納付していた。

また、申立期間②についても私が市役所の支所で保険料を納付していた。昭和 57 年 4 月分からは、少なくとも一人分の年金はもらえるようにとの考えから、夫の保険料は納付せず私の保険料のみを納付していた。夫は障害があり所得が低かったため昭和 59 年 4 月からは申請免除を申請していたが、私は働いており所得もあったので申請免除は行わず保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間の直前は申立内容どおり、申立人及び申立人の夫の国民年金保険料と一緒に信用金庫で納付されていることが、申立人が所持している領収書から確認できる上、申立期間に係る申立人の夫の保険料は、申立人が所持している領収書から現年度で信用金庫で納付されていることが確認できることから、申立期間①のみ申立人の保険料を納付していないとするのは不自然である。

また、申立期間②のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までは、申立人が所持している 58 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除額として、国

民健康保険料と国民年金保険料の合計額と思われる金額が記入されていることから、国民年金保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立人の夫は、昭和 59 年 4 月から 60 年 6 月までの期間は世帯所得を要件とする申請免除期間となっていることから、申立人も同様に申請免除となっていると考えるのが自然である。

2 一方、申立期間②のうち昭和 60 年 7 月から平成元年 3 月までは、市の保管している国民年金保険料収納状況一覧表では、免除期間のために申立人の氏名は記載されておらず、納付書が発行されていないことが確認できることから、申立人が同期間の国民年金保険料を納付することはできない期間である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められ、同年 4 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については申請免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から52年3月まで
② 昭和52年11月から同年12月まで
③ 平成3年4月から同年7月まで

結婚前に父親か母親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと思っていたが、妻は結婚した昭和49年4月に、二人で市役所へ行き、加入手続を行ったと言っているため、はっきりしたことは分からないが、結婚前から保険料を納付していたと思う。

結婚してから平成3年3月までは、妻が信用金庫の集金係に二人分の現金と納付書を預けて保険料の納付を行っていたはずであり、同年4月以降は銀行の口座振替により保険料を納付するように妻が手続をし納付していたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続の時期について明確ではないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和52年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人の国民年金保険料は、昭和52年4月から納付が開始されており、申立人の妻は、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を信用金庫の集金人を通じて納付していたとしているところ、申立期間②については2か月と短期間であり、申立期間②の前後15年近い期間の保険料を継続して納付していることや、申立期間②の直前及び直後の期間は保険料が現年度納付されている状況などから保険料の納付意欲は高かったものと考えられ、途中の申立期間②の

保険料のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 52 年 6 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間あり別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間③については、銀行からの口座振替で保険料を納付したと主張しているが、市の収納状況一覧表で平成 3 年度はすべて未納とされている上、平成 5 年 8 月に国民年金に再加入しているが、当該時点では時効により納付できず、申立人の保険料の口座振替手続等を行っていたとするその妻についても、信用金庫の窓口から納付していたとしているが別々の金融機関を利用し納付方法が異なっているにもかかわらず、夫婦二人とも同時期に納付済みの記録がされなかったということも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 11 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から52年3月まで
② 昭和52年11月から同年12月まで
③ 平成3年4月から同年5月まで

結婚した昭和49年4月、夫と二人で市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。それからは、信用金庫の集金係に夫婦二人分の納付書と現金を預けて保険料の納付を行っていたはずであり、平成3年4月からは、夫の保険料は金融機関の口座振替にし、私の保険料は、以前とは異なる信用金庫の窓口で納付書により納付していたはずであるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を申立人が信用金庫の集金人を通じて納付していたとしているところ、申立期間②については2か月と短期間であり、申立期間②の前後15年近い期間の保険料を継続して納付していることや、申立期間②の直前及び直後の期間は保険料が現年度納付されている状況などから保険料の納付意欲は高かったものと考えられ、途中の申立期間②の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和52年6月に夫婦連番で払いだされていることが確認でき、その時点では申立期間①の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間③について、信用金庫の窓口で保険料を納付したと主張しているが、市の収納状況一覧表で平成3年度はすべて未納とされている上、申立期間③の直後の期間の保険料が時効期限直前に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間③の保険料は時効により納付できなかったものと推認され、申立人の夫についても、銀行から口座振替で納付したとしているが、別々の金融機関を利用し納付方法が異なっているにもかかわらず、夫婦二人とも同時期に納付済みの記録がされなかったということも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年11月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの期間、57年10月から58年3月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年3月まで
② 昭和57年10月から58年3月まで
③ 昭和59年4月から同年9月まで

私は、国民年金制度発足時から国民年金に任意加入を行い、国民年金保険料は、最初は集金人に、その後は郵便局ですべて納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に、申立人の夫に勧められて任意加入を行ったとしているところ、申立人が任意加入の手続を行ったのは昭和36年2月11日と確認できることから、国民年金制度に対する意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間はいずれも任意加入期間で短期間であるとともに、前後の保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の職業に変更がなく、生活状況に大きな変化は認められないことから申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1845

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、義弟が亡くなり、次女が遺族年金を受給することになったことを契機に、三女と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、金額は憶えていないが区役所の窓口で国民年金保険料を納めていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳は、昭和50年1月21日に発行されており、申立人は国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、加入当初の3か月間のみ国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妹の納付記録は、申立期間と同じ期間が未納とされていたが、昭和60年12月に納付済みに訂正されていることから、申立期間当時の行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行った申立人の妹は、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 53 年 3 月まで

市役所で、厚生年金保険の資格を喪失した時期にさかのぼって、すべての国民年金保険料を納付した方が良いとの説明を受けた。

その後、夫と相談し、再度昭和 53 年 4 月ごろに市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、夫に保険料を支出してもらい、さかのぼってすべての保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 53 年 4 月ごろ、国民年金の加入手続を行い、さかのぼって、すべての国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により、申立人が同年 4 月に国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、申立人及び申立人の夫が納付したとする保険料額は、申立期間直後の同年 4 月の時点で納付することができる申立期間のうち、51 年 1 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 54 年 3 月までの期間の保険料額とおおむね一致しており、申立人は、この期間の過年度分と現年度分の保険料を併せて納付したと考えて、特段不合理な点はみられない。

2 一方、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和 53 年 4 月の時点では、申立期間のうち 47 年 3 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料は、その当時、特例納付は実施されておらず、時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、仮に、申立人が昭和 53 年 4 月ごろではなく、同年 7 月から実施された第 3 回特例納付により申立期間の保険料を納付したとすると、申立期間の保険料を納付できた可能性はあるが、その金額は、申立人が納付したと主張する保険料額とは大きく異なることから、申立期間の保険料を特例納付により納付したとは考えにくい。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1847

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から同年9月までの期間及び3年6月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から同年9月まで
② 平成3年6月から4年3月まで

私は、会社を退職した後、八百屋を始めてから、数年間国民年金の加入勸奨を何度か受けた記憶はあるが、国民年金の加入手続の時期は覚えていない。国民年金に加入後は、妻がいつも夫婦二人分の国民年金保険料は納付書により農協で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②については、妻の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみ未納とされていることも納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成元年分から3年分の所得税の確定申告書（控）の「社会保険料控除」欄に、夫婦二人分の国民年金保険料の額が記載されており、その額は当時納付すべき夫婦二人分の保険料の額と一致している。また、申立人の妻は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、平成元年度から3年度の市の国民年金収納簿では、夫婦同日に保険料を納付していることが確認でき、申立人の主張と一致する上、平成3年6月から4年3月までの期間においては、申立人の妻の納付記録は納付済みであることから、申立人の保険料も納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は2か所ではあるが、未納とされている月数は合計で12か月と短期間であり、申立人は昭和52年4月以降の国民年金加入期間中、

申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められ、昭和46年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から同年9月まで
② 昭和46年10月

私は、昭和46年7月に、A区で同年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付した。その後、昭和46年8月にB市に転居し、その届出をした後の、同年10月の寒くなりかけたころ、庭先で子供を遊ばせていた時に集金人がきて国民年金保険料を納付した。その際、集金人から未納と言われた昭和46年7月から同年10月までの国民年金保険料を、手元にあった現金により1,800円納付した。その時の領収書は所持していたが、平成19年ころに紛失した。

昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料を重複して納付したこと及び同年10月分を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料をA区役所で納付した際の領収書を所持しているが、その領収書と転居先のB市で申立期間①の保険料を重複して納付した際の領収書との違いや転居先で集金人が来訪した際の状況などを鮮明に記憶している上、申立人の年金手帳では転居した際の住所変更手続が行われていることが確認できるとともに、当時、申立人の転居先の同市では集金人による保険料収納制度が行われていたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①を含む昭和46年4月から同年9月までの期間及び申立期間②直後の同年11月から47年3月までの期間の国民年金保険料について、

市の納付記録と社会保険事務所の納付記録に相違がみられ、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間①及び②は、合計でも4か月間と短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除いて、ほとんどの期間の国民年金保険料を納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、保険料の納付意欲及び国民年金の意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められ、申立期間②の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は会社を退職した後、自営業を始めたので、自分で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、妻が私の分も併せて二人分の保険料を集金人に納付していたはずであるにもかかわらず、妻の保険料だけが納付済みとされており、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人の分も併せて二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳によれば、申立期間について、いずれも、印紙を貼付する頁には印紙が貼付されておらず、その頁が切り離されていない上、領収印を押印する頁にも領収印が押印されていないことが確認できるにもかかわらず、その妻の保険料は納付済みとされており、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立期間は、12 か月と短期間であり、その前後の期間の保険料は納付済みとされており、当時、申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から同年 12 月まで

昭和 45 年 10 月に結婚し、それ以来の家計簿が現存しているが、それによると申立期間においては 53 年 10 月（9 月分）から国民年金保険料の計上が始まっている。年金手帳では「54 年 1 月 5 日加入」となっているが、主婦としての歴史である家計簿にそれ以前から保険料の記載があることから、申立期間の保険料が未納であることに納得が行かない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 9 月分の国民年金保険料として、家計簿への計上が同年 10 月から始まっており、その時点から保険料を納付していたはずだと主張しているところ、申立期間は 4 か月と短期間である上、当該家計簿に記入されている保険料月額は当時の金額と一致している。

また、同家計簿に新聞代として計上されている金額は当時の購読紙の朝・夕刊代として金額が完全に一致していることが確認でき、新聞代の値上げの時期（昭和 53 年 10 月）まで正しく反映されていることからして、同家計簿の信^{びよう}憑性は高いものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 41 年 8 月にも国民年金への加入記録があり、現在とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、国民年金保険料の納付は、申立期間当時可能であり、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から53年3月まで
② 昭和61年5月から平成元年3月まで

昭和55年4月に区役所から、「今、国民年金に加入すれば、これまで未加入で納付されていなかった国民年金保険料をさかのぼりまとめて納付できる。」と聞いたことから、加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は、私と私の妻が資金を工面し、夫婦二人分を1か月程度の間、2回に分けて金融機関で納付書により納付した。また、申立期間②の保険料は、私の妻が夫婦二人分を集金人に納付書により納付していた。申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と申立人の妻が、夫婦二人分の未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって1か月程度の間、2回に分けて納付したと主張しているところ、申立人は、昭和55年6月に第3回特例納付により申立期間①前の未納となっていた保険料を納付していたことが確認できるとともに、申立期間①は強制加入期間であり、同月中に第3回特例納付により申立期間①の保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、当時、特例納付に要した資金を工面した状況を具体的かつ、鮮明に記憶しているとともに、実際に特例納付した申立期間①前の期間の保険料額及び申立期間①の特例納付に要したと主張する保険料額は、実際の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、特例納付を行ったとする期間以降に国民年金保険料の未納期間があるものの、申立人は60歳以降も国民年金に継続して任意加入し、保険料をおおむね納付していることから、申立内容に特段不自然さはみられない。

加えて、申立人の妻は、「特例納付を2回に分けて行った当時は、自分は、母親から借金をしたり、学資保険を解約するなどし、夫は、夫の叔母と友人から借金をするなど、夫婦が協力して国民年金保険料を工面して納付した。」旨証言している。

2 一方、申立期間②については、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、その妻についても、申立期間②とほぼ同じ期間の保険料が未納となっている。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年5月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から53年3月まで
② 昭和61年5月から同年7月まで
③ 昭和61年11月から平成元年7月まで

昭和55年4月に区役所から、「今、国民年金に加入すれば、これまで未加入で納付していなかった国民年金保険料をさかのぼりまとめて納付できる。」と聞いたことから、加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は、私と私の夫が資金を工面し、夫婦二人分を1か月程度の間、2回に分けて金融機関で納付書により納付した。また、申立期間②及び③の保険料は、私が夫婦二人分を集金人に納付書により納付していた。申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と申立人の夫が、夫婦二人分の未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって1か月程度の間、2回に分けて納付したと主張しているところ、申立人は、昭和55年6月に第3回特例納付により申立期間①前の未納となっていた保険料を納付していたことが確認できるとともに、申立期間①は強制加入期間であり、同月中に第3回特例納付により申立期間①の保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、当時、特例納付に要した資金を工面した状況を具体的、かつ、鮮明に記憶しているとともに、実際に特例納付した申立期間①前の期間の保険料額及び申立期間①の特例納付に要したと主張する保険料額は、実際の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容は基本的に信

用できる。

さらに、申立人の夫は、今回、申立人とほぼ同じ期間の特例納付の申立てを行っており、保険料が納付済みであることが推認されることから、妻である申立人のみ保険料を特例納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の夫は、「特例納付を2回に分けて行った当時は、自分は、叔母と友人から借金し、妻は、妻の母親から借金するとともに、学資保険を解約するなど、夫婦が協力して国民年金保険料を工面して納付した。」旨証言している。

2 一方、申立期間②及び③については、申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、その夫についても、申立期間②及び③とほぼ同じ期間の保険料が未納となっている。

申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1853

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から同年9月まで

申立期間当時、国民年金保険料を集金人に自分で納付していた。領収書は無いが申立期間の保険料を納付しないことはないので申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を集金人に自分で納付していたと主張しているところ、申立期間の直前の昭和45年4月から同年6月までの3か月の納付記録について、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿では納付済みとされているが、社会保険庁の記録では未納とされていたため、平成20年4月に社会保険庁の記録を納付済みに記録訂正されていることが確認でき、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人の居住していた区では、国民年金協力員による集金人制度があったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの期間及び50年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和50年7月

私は、昭和44年8月に区役所で国民年金の加入手続を自分で行い、申立期間①及び②についても国民年金保険料を金融機関や市役所の窓口で納付していた。昭和48年6月に私の夫が他界した後も、将来の生活のために国民年金保険料を未納がないように納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計4か月と短期間である。

申立期間①について、申立人の夫が他界したことから、将来の生活のために国民年金保険料を引き続き未納がないように納付したとの申立人の主張は自然なものであり、納付したとする保険料額も実際に納付した場合の金額とほぼ一致していることから、申立人の主張に特段不合理な点はみられない。

また、申立期間②については、社会保険オンライン記録では、申立期間当時における納付記録の訂正が行われていることが確認できることから、当時、行政側の事務処理又は記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間後、国民年金に任意加入している期間があること、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していること及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っていることが確認できることから、申立人の国民年金への関心及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年5月までの期間及び42年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年5月まで
② 昭和42年1月から同年6月まで

私が昭和38年12月に20歳になったので、母親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。私が結婚した後は、私の夫が市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた。しかし、申立期間について、一緒に納付していた私の夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私のみ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計14か月と比較的短期間である。

申立人は、申立期間以外の期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②直後の国民年金保険料について、社会保険庁の特殊台帳からは、申立人とその夫の国民年金保険料の納付日が同日であることが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金保険料を自分の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料をすべて納付済みとされていることが確認でき、申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然であるとともに、その夫は、「妻の国民年金保険料は、私が勤務先の休憩時間に国民年金手帳を持って市役所に行き納付した。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年 8 月ごろ、当時 40 歳直前であったので、早く国民年金に加入するよう母親に言われ、加入手続を行った。

昭和 41 年 4 月から申立期間直前の 46 年 3 月までの国民年金保険料は、3 回に分けてさかのぼって銀行で納付した。この時の納付書は 3 枚が一度に交付された。3 回目に納付した昭和 51 年 6 月の 1 か月以内には、申立期間の保険料を 2 回に分けてまとめて同じ銀行で納付した。この時の納付書は 2 枚が一度に交付された。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 41 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を、合計 5 回に分けてさかのぼって納付したとしているところ、申立人は、41 年 4 月から申立期間直前の 46 年 3 月までの保険料を 3 回に分けて特例納付により納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、前述の 3 回目の納付を行った昭和 51 年 6 月の 1 か月以内に、2 回に分けてさかのぼって納付したとしているところ、その時期は第 2 回目の特例納付の実施期間外であるものの、申立人が特例納付を行った 3 回のうち 2 回の保険料は、第 2 回目の特例納付の実施期間外である同年 5 月及び同年 6 月に収納されていることが確認でき、申立期間の保険料も収納されていた可能性がある。

さらに、申立人は、昭和 41 年 4 月から申立期間直前の 46 年 3 月までの国民年金保険料の納付書は 3 枚が一度に交付され、申立期間の保険料の納付書

は2枚が一度に交付されたとしているところ、申立期間前の納付書3枚は筆跡から一度に交付されたものであることが推認され、申立内容に特段不合理的な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 42 年 9 月に近所に来ていた集金人に勧められ、区役所で国民年金の任意加入手続を行った。その後転居してから国民年金保険料の額は覚えていないが、送られてきた納付書で納め、賞与が支給された時など経済的に余裕ができると、未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 9 月に、その夫が厚生年金被保険者であることから国民年金に任意加入し、加入後は国民年金保険料を納付し、賞与が支給された時など経済的に余裕ができると未納となっていた保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び区の被保険者収滞納一覧表の記録よれば、保険料は、申立人の夫に賞与が支給された時期に未納分をさかのぼって納付していることが確認でき、申立人の主張は信憑性が高いものと認められる。

また、申立期間①及び②はそれぞれ 3 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人に住所の異動や配偶者の職業に変更が無く、生活状況に大きな変化はみられないことから、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 60 年 4 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 60 年 4 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 11 月まで

私の母親は、昭和 37 年 4 月ごろ、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、国民年金保険料を納付していた。結婚後は、私の妻が、2 か月又は 3 か月ごとに区役所又は郵便局で夫婦二人分の保険料を納付していた。

また、私の妻は、昭和 46 年ごろから、毎年、私の所得税の確定申告書を作成し、税務署に申告していた。その確定申告書には、夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が、社会保険料控除として計上されている。私は、その控えを保管しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の昭和 56 年分から 59 年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄に夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が計上されており、その金額は、その当時の保険料額におおむね一致していることから、申立人の妻は、当該確定申告書に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立人の昭和 60 年分から 63 年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の支払額が記載されていないが、申立人の妻は、当該確定申告書には、保険料を計上していなかったと述べていることや、この期間には現に保険料が納付済みとされている 60 年 7 月から同年 12 月までの期間が含まれていることを考え併せれば、当該確定申告書について

は、保険料の計上漏れがあった可能性が高く、国民年金保険料の支払額が明記されている 56 年分から 59 年分までの期間と同様の納付状況であったと推認することが合理的である。

さらに、申立人の妻は、申立期間①及び②について、2 か月又は 3 か月ごとに区役所又は郵便局で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立期間①及び②当時、申立人が居住していた区では、3 か月ごとに区役所及び郵便局などで保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 60 年 6 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 60 年 6 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 11 月まで

私は、結婚後の昭和 42 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、2 か月又は 3 か月ごとに、区役所又は郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

また、私は、昭和 46 年ごろから、毎年、夫の所得税の確定申告書を作成し、税務署に申告していた。その確定申告書には、夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が、社会保険料控除として計上されている。私は、その控えを保管しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫の昭和 56 年分から 59 年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄に夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が計上されており、その金額は、その当時の保険料額におおむね一致していることから、申立人は、当該確定申告書に係る期間について、保険料を納付していた可能性が高いものと認められる。

また、申立人の夫の昭和 60 年分から 63 年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の支払額が記載されていないが、申立人は、当該確定申告書には、保険料を計上していなかったと述べていることや、この期間には現に保険料が納付済みとされている 60 年 7 月から同年 12 月までの期間が含まれていることを考え併せれば、当該確定申告書について

は、保険料の計上漏れがあった可能性が高く、国民年金保険料の支払額が明記されている 56 年分から 59 年分までの期間と同様の納付状況であったと推認することが合理的である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について、2 か月又は 3 か月ごとに区役所又は郵便局で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立期間①及び②当時、申立人が居住していた区では、3 か月ごとに区役所及び郵便局などで保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1860

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から同年 12 月まで

私は国民年金の加入手続をすべて妻に任せていた。時期ははっきりと憶えていないが、昭和 39 年ごろ共に加入し、併せて国民年金保険料も区役所で納付した。金額は一人 100 円だったと妻から聞いている。

その後、現住所に転居してからは自宅に来ていた区の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の納付を申立人の妻に任せていたと述べているところ、申立人とその妻の国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和 41 年から 45 年までは、夫婦一緒に同一年月日に納付していることが確認できることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認でき、その妻の申立期間当時の保険料は納付済みとされていることから、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立期間を除き、昭和 39 年 4 月以後の国民年金保険料はすべて納付済みであることから保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間及び平成6年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 平成6年4月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続は、勤務していた店の人が行ってくれ、国民年金保険料も店の人が納付してくれていたが、退職後自分で商売を始めてからは、私が区役所の窓口で納付していた。保険料が未納である通知が来たこともあったが、まとめて納付した記憶もある。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ6か月及び9か月と短期間であり、申立人は昭和37年7月の国民年金加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①及び②について、その前後の加入期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間①及び②の前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 49 年、義母から今なら納めていなかった国民年金保険料をまとめて納付できると教わり、将来のことも考えて、社会保険事務所で納付書に現金 10 万円くらいを添えて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。しかし、社会保険事務所の保険料納付記録では、夫は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦二人分をさかのぼって一括して納付したと主張しているところ、その夫の保険料は第 2 回特例納付実施期間中に特例納付により納付済みとなっていることが確認できることから、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際の状況を鮮明に記憶しており、納付したとする保険料額も、申立期間の特例納付に要する夫婦二人分の保険料額とおおむね一致しているとともに、特例納付による保険料は、納付書により社会保険事務所で納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金被保険者種別の切替手続も適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足時から国民年金に加入していたが、結婚した昭和 43 年 2 月以降も国民年金に任意加入していた。私は、国民年金に加入後は、一度も欠かすことなく国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は国民年金に任意加入中の期間であり、申立人は、結婚直後の昭和 43 年 2 月に申立期間直前の 43 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付しており、その後転居しているものの、申立期間後の保険料も納付済みとされていることから、途中の申立期間の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、当初、昭和 46 年 4 月から同年 6 月までが未納とされていたが、申立人が同期間の領収書を所持していたことにより納付済みに記録訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているとともに、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年1月まで

私は、母親に勧められ、昭和41年1月に国民年金の任意加入手続を行った。加入当初は3か月ごとに国民年金保険料を納付していたが、申立期間当時は、その直後に就職することが決まっていたので、毎月保険料を納付することができるよう集金人に依頼して、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に就職することが決まっていたので、自ら集金人に依頼して国民年金保険料の納付周期を1か月毎に変更してもらったことなど、申立期間の保険料の納付状況を鮮明に記憶しており、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間は2か月と短期間であり、かつ、国民年金に任意加入中の期間であり、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料を完納しているとともに、共済年金又は厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められることから、申立期間についても、申立人が保険料を納付する意思を有し、保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年1月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月6日から同年8月1日まで
社会保険庁の記録では、昭和37年8月1日に資格取得となっているが、同年1月6日から勤務していた。

A社の経理部長が退職するというので、その後任として入社し、経理の責任者として、主に資金繰りを担当していた。被保険者期間は1か月しかないが、手形の処理などを行っていて、とても1か月でできる仕事ではない。

申立期間を、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に入社した時期や経緯についての詳細な記憶、複数の元同僚の証言及び前任者と認められる者の社会保険庁の記録から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、当時の事業主の息子（昭和48年5月に資格取得）は「私の入社後は、正社員しかおらず、全員を社会保険に加入させていた。申立期間もおそらく同様だったと思われる」と証言している。

さらに、申立期間及び申立期間に近接している時期に資格取得している複数の元同僚からも「当時は試用期間など無く、正社員しかいなかった」や「入社後すぐに社会保険に加入した」などの証言を得られたことから判断すると、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年 8 月の社会保険事務所の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和24年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を21年10月から22年5月までは90円、22年6月から同年12月までは200円、23年1月から同年7月までは600円、23年8月から同年11月までは2,400円、23年12月は3,600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年10月1日から24年1月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社C出張所に勤務していた期間の記録が無い旨の回答をもらった。
A社には昭和21年3月に入社し、継続して勤務していたので申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社内歴及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（勤務地はC出張所であったが、社内歴の記録によると、所属はB工場であった）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から判断すると、昭和21年10月から22年5月までは90円、22年6月から同年12月までは200円、23年1月から同年7月までは600円、23年8月から同年11月までは2,400円、23年12月は3,600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を47年12月から48年8月までは8万円、48年9月から49年2月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月1日から同年11月1日まで
② 昭和47年12月2日から49年3月23日まで

社会保険庁の記録では、A社で昭和47年11月1日に資格取得し、同年12月2日に資格喪失となっているが、被保険者期間が1か月ということはありません。

昭和47年6月1日から49年3月23日まで同社に勤務し、途中で仕事の内容や勤務形態が変わったことなどはなかった。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の在籍証明書及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間について、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①については、事業所の経理部長及び複数の元同僚は「当時は2か月から3か月間の試用期間があり、場合によっては延長されることもあった」と証言しており、このほか、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等が無く、これまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②について、事業所の経理部長は「当時、試用期間を経

過した正社員は、全員社会保険に加入させており、勤務成績等によって資格喪失させる扱いはなかった」と証言していることから、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和 47 年 11 月の社会保険庁の記録、事業所が提出した申立人の健康保険組合における記録及び同僚の社会保険庁の記録から、47 年 12 月から 48 年 8 月までは 8 万円、48 年 9 月から 49 年 2 月までは 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業所から提出された申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業所は申立人の資格喪失日を昭和 49 年 3 月 23 日として届出を行っているが、社会保険事務所において「昭和 47 年 12 月 2 日喪失済」と取消処理が行われていることが確認でき、事業所によると「その後、この取消処理を訂正したことを確認できる資料等は残っていない」としていることから、納付していないと認められる。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 5 月 14 日から 27 年 5 月 14 日まで
② 昭和 27 年 5 月 15 日から 29 年 6 月 1 日まで

平成 19 年 6 月 26 日社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について調査の申出を行った。20 年 1 月 4 日に申立期間は脱退手当金給付済みの旨の回答があった。退職金は貰っていないし、まして脱退手当金については貰った記憶は無い。自分から社会保険事務所へ行って脱退手当金支給の手続きをした記憶も無い。申立期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 年 6 か月後の昭和 33 年 12 月 24 日に支給されたこと、及び同僚の一人が退職時会社側から脱退手当金の説明はなかったとしていることから、事業主が代理請求したとは考え難い上、支給されたという額は法定支給額に 72 円相違している。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の記録に「脱」の表示は記載されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年3月1日まで
② 昭和20年10月30日から23年4月1日まで

厚生年金の請求を社会保険事務所に申し出た時に、申立期間①及び②については脱退手当金が支給済みとのことだった。

しかし、私は申立期間①及び②の後に勤務していた事業所では脱退手当金を請求し、もらった覚えがあるが、申立期間①及び②については請求した覚えがないため、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載されている、脱退手当金の受給資格を満たしている女性32名のうち、脱退手当金を受給している者は12名と少数であり、同僚3名が「退職時に、会社から脱退手当金の説明は無かった」と証言していることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、社会保険庁の記録における、申立人に支給されたとされる脱退手当金の額(932円)と法定支給額(598円)に計算上の誤差とは考え難い相当程度の誤差があり、当該誤差の発生原因を確認することはできないことから、社会保険庁の記録どおりに申立人に申立期間②に係る脱退手当金が支給されたと認め難い。

さらに、申立人が申立期間②の事業所を退職した後、次の事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの期間は極めて短期間であり、脱退手当金が支給された当時、申立人は引き続き勤務する意思が認め

られ、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①については、申立期間①及び②の後に勤務していた事業所の被保険者名簿と厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立期間①の被保険者番号に当該事業所の番号を統一すべく重複整理の手続きがとられたことがうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者台帳には、同一の被保険者番号で管理されている申立期間①と当該事業所に勤務した期間を支給対象期間とした脱退手当金の支給総額の記録が保存されており、当該事業所の厚生年金保険資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人は当該事業所で脱退手当金を請求し、受給したことを覚えている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

私は、昭和45年ごろ市役所出張所で国民年金の加入手続を行い、夫婦共に年金が満額もらえる時期までさかのぼって特例納付により国民年金保険料を納付した。その保険料額は夫婦二人合わせて約16万円から19万円ぐら이었다。夫は保険料が納付したことになっているのに私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろ国民年金の加入手続を行い、特例納付により申立人の夫の国民年金保険料と合わせ16万円から19万円程度保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から49年4月ごろに払い出されていることが確認され、申立人が主張する時期に特例納付を行うことはできない上、その時期に特例納付で納付した場合の保険料額と申立人が納付したと主張する保険料額では金額が大きく相違している。

また、申立人は第2回特例納付の際の領収書を所持しているとしており、その領収書による納付期間は社会保険庁の記録と同様であることから、申立期間の保険料の納付を確認することはできない。

さらに、申立人は60歳まで国民年金保険料を納付した場合に国民年金受給権が確保できる昭和44年度までさかのぼって特例納付したものと考えられ、申立人の夫も同様に国民年金受給権が確保できる40年度にさかのぼって納付したものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでの収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から47年12月まで

昭和36年に公団の団地に引っ越した後で、友人と一緒に市役所の分室に行き国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は市役所の窓口か集金人に払っていた。

国民年金に加入以来、保険料を納付していたのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に友人と一緒に市役所の分室に行き国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間の保険料を市役所の窓口か集金人に納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付するためには、別に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の夫についても、昭和47年11月及び同年12月は未納期間であり、国民年金保険料納付の始期は48年1月からと一致していることから、この時期から保険料の納付が開始されていたものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 48 年 3 月までの期間、61 年 7 月から同年 10 月までの期間及び平成元年 11 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 61 年 7 月から同年 10 月まで
③ 平成元年 11 月から同年 12 月まで

申立期間①については、母親が昭和 42 年 9 月に私の国民年金への加入手続と国民年金保険料の納付をしてきていた。国民年金手帳に証拠となる領収証を挟んでいたが、結婚により姓が変わった際に、古い国民年金手帳が回収され、新しい手帳が交付された。申立期間②及び③については、第 1 号被保険者として国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を納付して領収証を受領していたと主張しているが、申立人が申立期間①当時在住していた市では、国民年金保険料を印紙検認方式により収納しており、納付書による保険料の収納は昭和 48 年 4 月から行われていることが確認できる。

また、申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 4 月に払い出されていることから、その時点で、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②及び③について、昭和 61 年 11 月から平成元年 10 月までの期間及び同年 11 月から平成 4 年 3 月までの期間は、「第三号被保険者の届出の特例」により 8 年 5 月に記録訂正されており、それまでは、申立期間②及び③も含め未納期間となっていたため、申立人は申立期間②及び③の期間に第 1 号被保険者への切替手続を行っていなかったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から16年3月までの間のいずれか2か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年7月から16年3月までの間のいずれか2か月

申立期間当時、受験生であった私は、母親から国民年金保険料や大学の受験料等として9万円を受け取り、銀行、郵便局、コンビニ等のいずれかで申立期間の保険料を平成15年8月から16年3月の間に納付した。申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年7月から16年3月までの間のいずれか2か月分の国民年金保険料を、15年8月から16年3月の間に金融機関等で納付したと主張するのみであり、申立人及びその母親に複数回確認しても、申立期間や納付場所は特定できず、申立人の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の父親からも、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付状況に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体的な陳述を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1869

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から61年12月まで

私は、昭和61年11月に社会保険事務所の窓口で申立期間の厚生年金保険又は国民年金の保険料85万円を一括して納付した記憶がある。

しかし、申立期間の厚生年金保険及び国民年金の加入の事実が確認できなかった。

保険料納付を確認できる資料は無いが、職員の横領の可能性があるので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、口頭意見陳述において、「国民年金の加入手続は行っていない。」と述べるなど、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間と同一の期間について、厚生年金保険の被保険者期間としての申立ても行っている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1870

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年8月まで

昭和61年4月ごろに区役所で、自分で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、自分で、区役所、郵便局、銀行で納付したと思うが確実には覚えていない。祖父から厳しく言われていたので加入、納付を忘れるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月ごろに区役所で、申立人自身が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、自ら区役所、郵便局及び銀行で納付していたと主張しているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがうことができず、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1871

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月及び同年3月

平成2年2月ごろに市の出張所で、自分で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は退職金で納付したと思うがどのようにして納付したか覚えていない。保険料は必ず納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年2月ごろ、国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は7年4月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

自営業の父親の手伝いをしていた昭和 36 年 4 月ごろ、母親が市役所に行き私の国民年金の加入手続を行い、保険料は私が独立、結婚するまで母親が払ってくれていた。結婚後は店に来た集金人へ私が夫婦二人分の国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 43 年に夫婦連番で払い出されており、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立期間直後の昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の保険料は夫婦とも年度分又は数か月分をまとめて過年度納付していることが確認できることから、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立人が結婚するまでの期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっていることから保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 41 年 3 月まで

昭和 38 年 9 月ごろ、結婚を機に夫が町役場へ行き、私の国民年金の加入
手続を行い、保険料を納付した。以後は店に来た集金人へ夫が夫婦二人分
の国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされているこ
とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 43
年に夫婦連番で払い出されており、その時点では申立期間の大半は時効によ
り国民年金保険料を納付できない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が
払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立期間直後の昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 4
月から 47 年 3 月までの期間の保険料は夫婦とも年度分又は数か月分を一括
して過年度納付していることが確認できることから、申立期間は時効により
国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人に代って当時国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納
付したとする申立人の夫からその状況を聴取しても、国民年金の加入手続等
に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料
を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

神奈川国民年金 事案 1874

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 58 年 3 月まで

私の国民年金については、昭和 56 年 9 月の婚姻後、妻が氏名変更を届出に、当時の区役所の支所へ行った時、私が未加入であると知り、加入手続を行った。

国民年金保険料は、その後市の担当者が計算し提示した約 100 万円の保険料を納付書に現金を添えて、私の妻が銀行又は信用組合の窓口で納付したことを憶えており、申立期間の保険料が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、昭和 56 年 9 月に結婚した直後に、申立人の妻が当時の区役所の支所で行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 3 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点では申立期間の国民年金保険料の大半が時効により納付できない期間であり、申立人が手続したとするところに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、国民年金保険料を納付書に現金を添えて一括して金融機関から納付したとしているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする昭和 56 年 9 月の時点では既に第 3 回特例納付の実施期間を相当期間経過しており、保険料の納付は行えず、過年度保険料は 2 年を超えては納付することができないため、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は昭和 57 年分の確定申告書控を提出し、その中で、所得控除として「『国年』 60,460 円」の記載があることを以て、当時国民年金保険料を納付していたものとしているが、57 年当時申立人の妻も国民年金に加入

し保険料を納付しており、国民年金手帳記号番号の払出時期及び申立内容の不自然さ等を考え併せると、記載された申告額は、その妻の保険料の納付額であった可能性も高く、特定することが困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から47年4月まで

私は、昭和44年2月に会社を退職し、翌月に結婚したことを契機に国民年金に加入した。加入手続後は、自宅に婦人会の役員を務める方が国民年金保険料の集金に来るようになったので、集金人に保険料を納付しており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和44年3月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年5月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年5月29日に国民年金に任意加入していることから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、申立期間当時の払出簿の縦覧調査においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳においても、昭和47年5月29日に国民年金に任意加入したと記録されている上、同手帳に押されている検認印でも任意加入をした翌日に同年5月分の保険料を納付していることが確認できることから、このころに国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から61年3月まで

私は、昭和42年ごろ、前居住地の市役所で国民年金の加入手続を行い、その都度の納付金額の記憶は無いが、毎月、金融機関に国民年金保険料を納付しており、転居前の保険料納付記録がすべて欠落し、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年ごろ、前居住地の市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、金融機関に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は62年12月に転居後の区に払い出されており、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、第1号被保険者として、加入手続を行ったものと考えられ、制度改正があった61年4月にさかのぼって資格取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、転居前の市における国民年金の任意加入者としての加入時期及び保険料に関する記憶は曖昧であることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1877

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から同年3月までの期間、40年8月から41年5月までの期間及び57年11月から59年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から同年3月まで
② 昭和40年8月から41年5月まで
③ 昭和57年11月から59年5月まで

私は、会社勤めをしていない時は、国民健康保険に必ず加入しなければならないと思い、区役所で加入手続を行った。その時に国民健康保険と国民年金はセットで加入すると聞いていた。しかし、社会保険事務所で年金記録を確認すると、昭和38年2月から同年3月までの期間、40年8月から41年5月までの期間及び57年11月から59年5月までの期間の保険料は未納であると言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社勤めをしていない時は、国民健康保険に必ず加入しなければならないと思い、区役所で加入手続を行い、一緒に国民年金の加入手続も行ったと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立期間の被保険者記録は、平成10年3月の時点において、未加入期間であったものを未納期間として追加訂正されており、この時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月ごろに払い出されており、申立人の資格取得日は60年11月となっていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 51 年 3 月まで

昭和 44 年 3 月から歯科医院に勤めるようになり、健康保険や年金には個人で加入しなくてはならなくなったので、自分で国民年金と国民健康保険の加入手続を区役所で行い、国民年金保険料は、付加保険料とともに歯科医院の近くの郵便局や銀行で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料及び付加保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 1 月に払い出されており、その時点で申立期間の過半の保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、納付記録によると申立人が付加保険料を納付しているのは、昭和 51 年 11 月以降であり、付加保険料はさかのぼって納付することができず、この時期に加入手続が行われたものと推認できる。

さらに、申立人が所持している年金手帳には、45 年 3 月に地番変更となった住所から記載されていることから、申立人が主張する 44 年 3 月に加入手続を行ったとは考え難い上、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であり、申立内容と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、国民年金制度が創設されたころに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を、毎月集金人に納付していた。しかし、申立期間については、妻の国民年金保険料が納付済みになっている期間があるにもかかわらず、私の保険料がすべて未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 2 月に夫婦連番で払い出されているところ、申立人の妻は、41 年 8 月ごろに別の国民年金手帳記号番号が払い出されているのが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったが、申立人には、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳には、第 2 回特例納付が実施されていた時に申立期間に係る特例納付書が発行された記録があることから、当時、申立期間の国民年金保険料が未納であったことが推認できるとともに、申立人は、申立期間の保険料は毎月集金人に納付したとしており、「特例納付により保険料を納付した記憶は無い。」と述べていることから、申立期間の保険料を特例納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの期間及び41年1月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年3月まで
② 昭和41年1月から45年3月まで

申立期間①について、私の妻は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付していた。また、申立期間②について、私の妻は、昭和50年前後に夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、当初、申立人の妻が、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付していたと主張していたが、その後、特例納付により保険料を納付していたかもしれないと証言するなど、申立期間①の保険料の納付状況が不明確であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期が、申立期間①の翌年度である昭和39年10月であることを勘案すると、少なくとも、現年度保険料のみを収納していた集金人に申立期間①の保険料を納付したとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間②について、申立人の妻が、昭和50年前後に夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって集金人に納付していたと主張しており、その場合には、特例納付によるほかないが、申立人が納付したとしている集金人には特例納付を行うことができない上、申立人の保険料の納付記録によると、その妻が、50年11月及び同年12月に申立期間①直前の36年4月から38年9月までの期間の保険料を特例納付により納付していることが確認でき、記録上、その時点では、申立期間②の保険料を納付しなくても、以降60歳まで保険料を納付したとすると、その月数がほぼ申立人の年金受

給資格に必要な加入月数に相当することから、その妻が申立期間②の保険料についてまで、特例納付したと推認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その妻も申立期間①及び②の保険料が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、自治会の組で国民年金の加入手続を行うというので、加入した。毎月自宅兼店舗に来た組長に国民年金保険料を納付した。保険料を納付した際は、名前が記載されている一覧表に、組長が押印するかメモを記入していたように思う。記憶は定かではないが、組長が集金に来ていた間は、保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自治会の組で国民年金の加入手続を行い、組長に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得年月日からみて、申立人は、昭和 39 年 10 月から 40 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、その時点では、申立期間の一部は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が加入手続を行ったと考えられる時期からみて、申立期間のうち、時効にかからない期間の保険料については、過年度納付が可能であるが、申立人が居住していた市では、自治会による国民年金保険料の集金が実施されていたことは確認できるものの、集金人による保険料の納付が可能であるのは現年度納付の保険料のみであり、集金人は、過年度保険料を受け取ることができなかつたとしていることから、申立人は、過年度保険料を集金人に納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1882

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私が 22 歳であった昭和 36 年 4 月ごろに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も、母親が自宅に来た集金人に納付していた。社会保険庁の記録によれば、私の国民年金の加入手続は昭和 39 年 6 月ごろに行われたことになっているが、その時は、私の夫の国民年金の加入手続についてである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和 36 年 4 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 39 年 6 月ごろに行われたと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の資格取得年月日が昭和 36 年 4 月 1 日であることから、その時期に加入手続が行われ保険料を納付し始めたと主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡^{そきゆう}及することから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1883

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 4 月に夫を亡くし、同年 6 月に夫の国民年金死亡一時金の請求手続を顔なじみの集金人に頼み、同時に国民年金に加入した。後日、集金人から、夫の国民年金死亡一時金から申立期間の私の保険料が差し引かれた金額を受け取った覚えがあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 6 月に申立人の夫の国民年金死亡一時金の請求手続を集金人に依頼し、その国民年金死亡一時金から申立期間の保険料を納めたはずであると主張しているが、当時集金人は、国民年金死亡一時金の請求手続、国民年金死亡一時金の受領及び過年度保険料の収納を行うことはできないことから、申立内容のとおり申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、国民年金保険料は、時効によりさかのぼって納付できるのは 2 年間であるが、申立期間は 2 年間の時効期限を超えており申立人の主張のとおり保険料をすべて納付することはできず、申立内容とは相違がみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、趣味の仲間に勧められ、自ら昭和 49 年 9 月に区役所へ行き国民年金の加入手続を行った。国民年金に任意加入してからは、付加保険料も含め国民年金保険料を納付してきており、途中で資格喪失の手続を行った記憶は無い。申立期間の国民年金保険料の金額等は覚えていないが、申立期間直前と納付方法を変更した記憶が無いにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は申立人の夫が共済年金の受給権者であったため、国民年金の任意加入被保険者であり、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄には資格喪失日が昭和 58 年 4 月と記載されており、区が保管している昭和 58 年度国民年金被保険者収滞納一覧表の資格喪失の記録と、国民年金手帳の記録は一致している。

また、申立人は、申立期間直前の納付方法を変更した記憶も無いと主張しているところ、申立期間直前の昭和 57 年度の国民年金保険料は口座振替により納付していることが確認できるものの、口座振替の方法で保険料の納付を行っていたとする申立期間において、金融機関を通じているにもかかわらず 36 か月もの長期間に渡り、申立人の保険料の納付記録がすべて記録されていないことは不自然である。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を後から納付した記憶は無いと述べていることから、過年度納付は行っていないと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 18 日から 35 年 9 月 10 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 10 月 6 日まで

60 歳になり、社会保険事務所で将来受給できる年金額を調べてもらった時に初めて、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることが分かった。しかし、自分はそんな手続きをした覚えは全く無い。

また、脱退手当金が支給されたとする昭和 37 年 12 月 17 日当時は、戸籍抄本を添付したとおり、長男出産のため入院していて、脱退手当金は受給していない。

よって、上記申立期間は厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 12 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても「受給した記憶が無い」というほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 53 年 1 月 9 日まで

社会保険事務所に、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に係る期間が 66 か月間欠落していることが判明した。同社は兄が社長をしていた建設会社で、ガス関係の工事を行っていた。昭和 47 年 6 月にいったん会社を辞めたが、すぐに復帰し、会社で社会保険の手続きをし、7月に再取得をした。当時交付された母子健康手帳があるため、健康保険に入っていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、事業主から「申立期間についても在籍していた」という回答があることや、取締役として勤務していた状況等から、申立期間中もA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間に係る給与明細書や賃金台帳等の保険料控除の事実を確認できる資料は無く、申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたと確認することはできない上、申立人から提示された母子健康手帳からは、厚生年金保険の加入を確認することはできない。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票は、申立人が資格喪失した昭和 47 年 6 月 25 日から同社で再取得する 53 年 1 月 9 日までの間、整理番号の欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

さらに、A社の事業主の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認すると、申立期間を含む数年にわたり算定基礎処理が行われたことが記載されており、申立人が厚生年金保険被保険者として同社に在職しておれば、複数年にわたり申立人に係る算定基礎届が社会保険事務所に提出されないことは考え難い。

加えて、社会保険事務所には、申立人に係る資格取得又は喪失、算定基礎届や健康保険証の発行時、健康保険に関する出産育児一時金等給付の手続き、及び被扶養者異動届等について、記録を処理する機会が複数回存在していたこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出等を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されたとは考え難い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 765

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から平成元年11月30日まで
申立期間の中の厚生年金保険の被保険者期間(35社、94か月分)について、脱退手当金が支給済みであると言われたが、受け取っていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録に基づく被保険者記録照会回答票によると、平成9年2月7日に、申立人の氏名が旧姓から新姓に変更された記録があるとともに、重複番号の取消しの記録があることから、このころ氏名変更及び重複取消しの処理が行われたと考えられ、申立期間に係る脱退手当金は平成9年3月19日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び重複取消しが行われたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金には加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても「脱退手当金の請求はしたが、受け取った記憶が無い」というほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 31 日まで
② 昭和 41 年 7 月 26 日から 42 年 10 月ごろまで
③ 昭和 42 年 10 月から 43 年 1 月ごろまで

平成 19 年 11 月 19 日に上記申立期間までの厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらったが、申立期間①ではA社(業務内容は配電盤を作る仕事でシャーリングを担当)、申立期間②ではB社(業務内容は鍵のバリを取る旋盤工を担当)、及び申立期間③ではC社(業務内容は自動車の陸送を担当)に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社での業務内容を具体的に記憶し述べていることから、勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社の被保険者名簿の中から同時期ごろに勤務していたと思われる者で、連絡の取れた者2名に確認をしたところ、両名とも「申立人のことは覚えていない」としている。

また、厚生年金保険料控除に関して、上記2名のうち1名によると「昭和34年4月に中学を卒業し、集団就職で上京してA社に入社した。入社後、1年半ほどは厚生年金保険に加入していないが、理由はよく分からない」としているほか十分な証言は得られなかった。

申立期間②について、B社の雇用保険被保険者記録から申立人が昭和41年4月1日から同年8月31日まで在職していることが確認できる。

しかし、申立人が挙げた元同僚に確認したところ、給料から厚生年金保険

料が控除されていたどうかははっきりと記憶しておらず、そのほか十分な証言は得られなかった。

申立期間③について、C社での業務内容を具体的に記憶し述べていることから、勤務していたことは推認できる。

しかし、C社での雇用保険被保険者の加入記録は確認できない上、当時の同僚の氏名を記憶していない。

また、申立人が勤務していたとするC社の被保険者名簿の中から同時期ごろに勤務していたと思われる者で、連絡の取れた者に確認をしたところ、「当時は、入社後1年位は請負形式であり、その間は社会保険には加入させてもらえなかった。その間は、国民年金に加入していた」と証言している。

このほか、申立に係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月ごろから22年4月1日まで
② 昭和22年4月15日から23年2月25日まで
③ 昭和23年5月20日から同年7月1日まで
④ 昭和24年12月15日から25年2月15日まで
⑤ 昭和25年2月ごろから同年8月3日まで
⑥ 昭和27年7月1日から30年1月7日まで

私は、昭和21年3月ごろから30年2月ごろまで、Aの駐留軍の各部隊で主にB担当として働いていた。その間、軍の都合により何回か所属が変わったが、A渉外労務管理事務所から給料をもらっていたことを覚えている。当時駐留軍で働く者は待遇が厚く、当然厚生年金保険に加入していたはずであり、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた13通の駐留軍の推薦状、解雇通知等により申立期間①から⑥までについて、申立人が軍関係の各施設においてB担当又はB担当補助として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①及び②については、昭和23年から24年にかけて、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理について、駐留軍施設の所在する都道府県の知事が「渉外労務管理事務所」を設立し、国の機関委任事務として事務手続を行ってきているが、渉外労務管理事務所の社会保険制度の適用は、24年4月1日からとなっている。

申立期間③については、申立人が保管していた軍C部隊の解雇通知により、昭和23年5月20日から同年7月31日まで同部隊における継続勤務が

確認でき、そのうち7月1日から同月31日までは、申立人の申立後、D株式会社E部隊出張所における厚生年金保険の加入記録が社会保険事務所により確認された。

しかし、上記の期間を除く申立期間については、厚生年金保険の保険料を事業主より控除されたことが確認できる資料は無い。

申立期間④については、申立人は「B担当として推薦を受けて勤務したものの、経験及び語学力の不足のため、試用期間満了により雇用終了となった短期間の勤務であった」と述べていることから判断して、厚生年金保険には加入していなかったものとみられる。

申立期間⑤については、適用事業所の特定ができず、部隊そのものの存在も確認できない。

申立期間⑥については、軍の解雇通知により、申立人が、昭和25年12月20日から30年1月7日まで、軍の部隊であるFセンターに継続して勤務していたことが確認できるが、別の文書において、26年6月30日及び27年6月30日にいったん解雇されている事実も認められるところ、申立人は、軍部隊がGからHへ異動した際にいったんすべての雇用者が解雇され、申立人自身は引き続き再雇用されたことを記憶している。

しかし、Fセンターの社会保険の適用状況は、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和26年10月1日から31年7月1日までは健康保険のみ適用と記載されており、この期間においては、厚生年金保険は未適用であったことが明確になっている。

また、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）によれば、昭和26年7月1日以降、PX（物の販売事業）以外は厚生年金保険の強制被保険者ではなくなり、ハウス等のいわゆる家事使用人及びクラブや宿舎などの施設等に使用される者は、強制被保険者とならないこととされている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年から 19 年まで
② 昭和 19 年から 20 年まで
③ 昭和 32 年から 46 年までのうち数年

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社、申立期間③についてはC社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「申立期間に係る人事資料等是一部現存しているが、その中には申立人の在籍を確認できる記載は無かった」旨の回答であった。

また、申立人は「当時、A社では数百人が勤務していた」旨を供述しているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では被保険者数は93名しかおらず、同社の事業所で勤務していた者すべてが同社で被保険者資格を取得していたわけではないことがうかがわれる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社という名称の厚生年金保険適用事業所は見当たらず、名称が類似するD社が厚生年金保険適用事業所としてあったが、既に全喪しており、申立期間当時の事業主の連絡先も不明で、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を得ることができない上、当時同社に勤務していた者数名について照会を行ったが申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除の

状況について確認できる証言等も得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するD社の新規適用日の昭和18年5月1日から事業所全喪日の20年8月26日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間①及び②について、申立期間当時勤務していた複数の者に照会したが、いずれも申立人を知らないと言っている。

申立期間③について、社会保険庁の記録では、C社は厚生年金保険適用事業所となっておらず、商業登記簿謄本も該当する事業所の記録が確認できない上、申立人は事業主、同僚の姓名を記憶していないことから証言を得ることもできず、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人が申立期間①、②及び③について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 29 日から 42 年 3 月 22 日まで
社会保険事務所で年金受給のことで相談し、年金記録を照会したところ、申立期間は脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。当時A社B工場を結婚のため退職したが、会社から脱退手当金の説明をされた記憶が無い。
また、当時は年金の知識が無く、自分が社会保険事務所に行って脱退手当金の請求はしていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場において、厚生年金保険被保険者名簿から申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した女性の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の受給権を有する女性は 6 名おり、6 名全員に脱退手当金の支給記録があり、うち 4 名が 4 か月以内に支給決定されている。

また、そのうち連絡先が把握できた 2 名に聴取したところ、いずれも「脱退手当金の請求手続は『会社が代行して受給していた』と説明があった記憶がある」と証言していることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 42 年 12 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても「受給した記憶が無い」というほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月ごろから 38 年 7 月ごろまで

私は、A社を退社した後、B公共職業安定所の紹介で昭和 37 年 6 月ごろから 38 年 7 月ごろまでC社D課に勤務の後、退職し失業保険を受給した。給与明細書は無いが、B公共職業安定所に紹介された事業所であり、社会保険料は控除されていたと思うので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、申立期間においてC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の厚生年金保険料控除に係る記憶も無い。

また、申立人は「昭和 37 年 6 月にC社D課の中途採用者として入社した」旨を述べているところ、申立人と同じD課に勤務していた同僚の1名は「新卒の定期採用者でも1か月から3か月の試用期間があった。中途採用者は臨時工と呼んでいたが、平均で6か月、勤務状況によっては1年から2年の試用期間を経て正社員になった」と証言している。

さらに、C社の人事課は「申立期間当時は新卒の定期採用であっても試用期間があり、1年程度厚生年金保険に加入しないこともあり、また、中途採用の臨時工は、期間は明らかではないが厚生年金保険に加入しない期間があったため、申立人においてもいずれかの可能性があるものと思われる」と回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間及びその前後の期間につ

いて確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、C社は、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者資格取得確認、標準報酬決定通知書及び被保険者資格喪失確認通知書を保管しているが、これらに申立人の記録は見当たらないと回答している。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 35 年 7 月から 36 年 2 月 1 日まで

申立期間①については、当時は徒弟制がまだ残っている社会だった。私は、中学卒業後すぐにA社に勤務しているにもかかわらず社会保険庁の記録では、昭和 34 年 9 月 1 日に資格取得とされている。

申立期間②については、B社には昭和 35 年 7 月から勤務しているにもかかわらず社会保険庁の記録では、36 年 2 月 1 日に資格取得とされている。入社当初から、保険料が給与から引かれていた。

申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の先輩から申立人の勤務状況等聴取したところ、「申立人は、当時中学卒業後昭和 34 年 4 月から同じ職場で仕事をした記憶がある」と証言しているところから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、他の先輩は「中学卒業後、A社に昭和 32 年 4 月に入社したが、厚生年金保険は同年 9 月 1 日に資格取得している。入社して数か月後、厚生年金保険の資格は、一定期間勤務してから加入させているという話を、社長から聞いた記憶がある」と証言している。

これらのことから、A社では、入社してから一定期間の試用期間を終えてから厚生年金保険の加入手続きを行っていたと考えられる。

申立期間②について、申立人は、当時の勤務状況の内容について具体的に述べていることから、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は社会保険庁の記録によると昭和36年2月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 9 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まで
② 昭和 27 年 12 月 1 日から 28 年 7 月 1 日まで

A社に昭和 24 年 9 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まで、経理担当正社員として勤務した。

また、B社については、昭和 27 年 12 月 1 日から勤務していたのに厚生年金保険の資格取得日が 28 年 7 月 1 日となっている。

申立期間①及び②について社会保険庁の記録と相違があるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張するA社で昭和 23 年から 26 年までに資格取得した同僚 16 名のうち、連絡先が確認できた 3 名は、いずれも申立人の記憶は無いとしている。

また、厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳などの資料は無い。

申立期間②について、B社に昭和 27 年以前に資格取得した同僚 3 名のうち、連絡先が確認できた 1 名について照会をしたところ「申立人は自分より後に入社した」との証言があり、申立人の同社での勤務実態は推認できる。

しかし、申立期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳などの資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年12月31日まで
社会保険事務所で記録を確認したところ、A社に勤務した記録が無い。
社員寮に入寮していた時の私あての郵便葉書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人が所持する昭和18年12月28日の消印がある申立人あての郵便葉書の住所がB市の同社C寮内となっていることから確認できる。

しかし、A社に照会を行ったところ、「昭和17年からの従業員記録はあるものの、その中に申立人の名前は確認できない。また、退職者名簿の中においても、確認することができない」との回答であった。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立人が勤務していたA社にも、厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料等はない。

加えて、申立人は同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることはできず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。